

第十号の二様式 (平20内府令47・全改、平24内府令4・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_

(所在地)

1 【提出理由】

2 【報告内容】(6)

(記載上の注意)

- (1) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。
- (2) 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- (3) 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。なお、この場合の換算は、一定の日における為替相場により行うものとし、当該換算の基準に関する注記は、当該為替相場について、当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。
- (4) 読替え  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。
- (5) 法第24条の5第15項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合には、

提出書類の名称を「外国会社臨時報告書」とすること。

- (6) 法第24条の5第15項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合には、報告内容について英語により記載すること。